



# 鳥取県公報

平成 30 年 12 月 28 日(金)  
第 9 0 6 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (721) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による施術者の指定 (722) (〃) . . . . . 2
	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による指定登録機関の 登録事務の廃止 (723) (住まいまちづくり課) . . . . . 2
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (724) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (725) (〃) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (726) (〃) . . . . . 3
	鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等 の一部改正 (727) (会計指導課) . . . . . 3
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (24) . . . . . 5
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の指定 (人権・同和対策課) . . . . . 5
	駐車監視員資格者講習の実施 (警察本部交通指導課) . . . . . 5
◇ 調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第721号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から訪問看護ステーション等の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変更年月日
株式会社ミシマ	米子市灘町一丁目105	訪問看護リハビリテーションりんどうの郷	米子市灘町一丁目102	平成30年11月1日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会	境港市米川町44	鳥取県済生会訪問看護ステーション白鷗	境港市米川町44	”

## 鳥取県告示第722号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	住 所	指定年月日
生田 真梨	東伯郡琴浦町大字逢東1233-7	平成30年12月3日

## 鳥取県告示第723号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第34条第1項の規定に基づき指定登録機関の登録事務の廃止を許可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 登録事務を廃止する指定登録機関の名称及び住所  
公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会  
鳥取市川端二丁目125
- 2 廃止する登録事務  
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務の全部
- 3 登録事務の廃止の日  
平成30年12月19日

## 鳥取県告示第724号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年12月28日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター米子	米子市加茂町二丁目113	同行援護	平成31年1月1日
〃	〃	ニチイケアセンター米子東	米子市上福原三丁目8-1	〃	〃

鳥取県告示第725号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年12月28日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社米子テクノサービス	訪問看護ステーション境港すずかけの樹	境港市清水町761-1	平成30年12月14日	平成30年12月31日	訪問看護

鳥取県告示第726号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成30年12月28日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社米子テクノサービス	訪問看護ステーション境港すずかけの樹	境港市清水町761-1	平成30年12月14日	平成30年12月31日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第727号

平成14年鳥取県告示第206号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等について）の一部を次のように改正し、平成31年1月4日から施行する。

平成30年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

4 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）			4 鳥取県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）	
名称	取扱店舗	取扱事務	名 称	取扱事務
株 式 会 社 ゆ ー ち ょ 銀 行	中国地方に所在する支店、出張所及び郵便局	1 県税以外の歳入金（県が発行する納入通知書等により収納するものに限る。）の窓口収納に係る事務 2 県税（県が発行する納付書等により収納するものに限る。）の窓口収納に係る事務 3 払込取扱票によるふるさと納税に係る寄附金の収納事務 4 口座振替の方法による歳入の納付に係る口座振替の事務 5 マルチペイメントネットワークを利用した自動車の保有に係る手続のワンストップサービスに係る歳入金の収納事務	株式会社ゆうちょ銀行	1 県税以外の歳入金（中国地方の窓口において県が発行する納入通知書等により収納するものに限る。）の窓口収納に係る事務 2 県税の窓口収納に係る事務（中国地方においては県が発行する納付書等により収納するものとし、中国地方以外においては払込取扱票により収納するものとする。） 3 払込取扱票によるふるさと納税に係る寄附金の収納の事務 4 口座振替の方法による歳入の納付に係る口座振替の事務
	日本国内（中国地方を除く。）に所在する本店、支店、出張所及び郵便局	1 県税（払込取扱票により収納するものに限る。）の窓口収納に係る事務 2 払込取扱票によるふるさと納税に係る寄附金の収納事務 3 口座振替の方法による歳入の納付に係る口座振替の事務 4 マルチペイメントネットワークを利用した自動車の保有に係る手続のワンストップサービスに係る歳入金の収納事務		

**選挙管理委員会告示**

## 鳥取県選挙管理委員会告示第24号

平成31年第1回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成30年12月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成31年1月10日（木） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
  - (1) 鳥取県知事選挙・鳥取県議会議員一般選挙執行計画について
  - (2) その他

## 公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立人権ひろば21	公益社団法人鳥取県人権文化センター 会長 田中 朝子 鳥取市扇町21	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公告する。

平成30年12月28日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 日時及び場所等

区 分	日 時	場 所	内 容
講 義	平成31年2月4日（月）及び同月5日（火）の午前9時から午後5時10分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部	道路の交通に関する法令の知識その他 放置車両の確認及び標章の取付けを適正に行うため必要な技能及び知識
修了考査	平成31年2月12日（火）午前9時30分から午後0時30分まで	〃	講習内容の理解を確認するための筆記試験（正誤式50問）

2 持参する物

印鑑（修了考査日のみ）、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具

3 受講申込手続

(1) 受講申込書の交付等

鳥取県内の各警察署において交付する。ただし、インターネットによる場合は、鳥取県警察ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/police/>）から入手することができる。

(2) 受講申込書の提出等

ア 提出先

鳥取県内の各警察署

イ 提出方法

受講申込者が受講申込書（裏面に氏名及び撮影年月日を記載した写真を貼付するものとする。）を持参

すること。ただし、法人が受講申込者の受講申込書を取りまとめて一括して提出する場合は、当該受講申込者からの委任状を添えること。

ウ 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は20,000円とし、その金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印はしないこと。

なお、納付された受講手数料は返還しない。

(3) 受講申込書の受付期間

平成31年1月7日(月)から同月25日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

4 その他

3の(3)の受付期間中であっても受講定員(5人)に達したときは、受講の申込みの受付を締め切る場合がある。

5 問合せ先

鳥取県警察本部交通部交通指導課

電話 0857-23-0110(代)

## 調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年12月28日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量      | 鳥取県立中央病院、鳥取県立厚生病院及び鳥取赤十字病院における診療材料等<br>調達及び管理業務 一式                                    |
| 2 契 約 方 式              | 総合評価一般競争入札  |
| 3 落 札 日                | 平成30年10月26日   |
| 4 落札者の名称及び所在地          | エム・シー・ヘルスケア株式会社<br>東京都港区港南二丁目16-1   |
| 5 落 札 金 額              | 127,440,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)  |
| 6 入 札 公 告 日            | 平成30年8月24日  |
| 7 落 札 方 式              | 総合評価落札方式  |
| 8 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局経営課<br>鳥取市江津730<br>鳥取県立厚生病院事務局経営課<br>倉吉市東昭和町150<br>鳥取赤十字病院用度課<br>鳥取市尚徳町117 |